

最上の魅力発見発掘支援事業費補助金（二次募集分） 募集要項

1 目的・趣旨

地域住民自らが地域の魅力を発見発掘し、魅力を広く伝える主体的で継続的な活動（以下、「最上の魅力発見発掘等の活動」という。）への支援を通して、地域活動を促進するとともに、地域の魅力を高め、地域を誇りに思う心を醸成します。

2 募集の概要

◆応募できる団体の要件

- 最上の魅力発見発掘等の活動に取り組む者は、以下のすべてに該当する団体とします。ただし、政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体及び暴力団、その関係者が属する団体は除きます。
 - ① 運営に関する規則（定款、規約、会則等）を整備していること
 - ② 代表者が明らかであること
 - ③ 最上地域に事務局があり、最上地域の住民等により構成されていること

◆応募できる活動の要件

- 最上の魅力発見発掘等の活動は、以下のすべてに該当する活動とします。
 - ① 最上地域において取り組む活動であること
 - ② 地域の魅力を発見・発掘する活動であること（※）
 - ③ 発見・発掘された地域の魅力を広く伝える活動であること
- ※ 最上地域の自然、歴史、文化、民話、景観、文化財、特産品、伝統工芸、伝統行事、地域の活動など有形・無形を問わず地域の魅力について、気づき、学びとなるような取り組み

◆助成の内容

- 8万円を上限として、補助対象経費の1/2以内の額を助成します。
（応募状況によっては、予算の範囲内で調整を加えた額となる場合があります。）
- 補助対象経費は、以下のとおりです。

科目	内容
謝金	外部講師等に係る謝礼 等
旅費	外部講師等に係る交通費・宿泊費、団体の調査活動等に係る交通費 等
印刷製本費	パンフレット、チラシ、ポスター、各種資料等に係る印刷費 等
消耗品費	会議の開催等に係る資料作成経費、イベントの開催等に係る原材料費、燃料費、看板作成経費 等
備品購入費	事業の実施のために必要な機器・機材の購入経費 等 （単価5万円以上の機器・機材等の備品購入費等は対象外）
通信運搬費	郵送料、機材等に係る運搬料 等
保険料	イベントの開催等に係る傷害保険料 等
食糧費	会議等での茶菓子（講師等への弁当など食事等は対象外）

使 用 料	会場等に係る賃借料、機器・機材等に係るリース・レンタル料 等
そ の 他	上記のほか、知事が活動のために必要と認める経費

- 事業における収入等の額が補助対象経費以外の経費の額を上回る場合は、補助対象経費は、事業費の総額から当該収入等の額を控除した額となります。

◆応募者の選定方法

- 有識者等により構成する選定委員会において、応募団体によるプレゼンテーション（活動内容の説明）を実施のうえ選考
- 選定委員会開催予定：8月下旬

3 応募の方法

◆応募期間

令和6年7月24日（水）から令和6年8月7日（水）まで

◆提出書類

- ① 事業計画書（様式第1号）
- ② 収支予算書（様式第2号）
- ③ 事業内容説明書（様式第3号）
- ④ 団体構成員名簿（様式第4号）
- ⑤ 団体の運営に関する規則の写し
- ⑥ その他参考となる資料等

（選定委員会により事業採択後）

- ⑦ 補助金交付申請書（様式第5号）
- ⑧ 口座振込依頼票（様式第6号）

4 提出・問い合わせ先

最上総合支庁 総務企画部 総務課 連携支援室 主事 佐藤
〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034
TEL：0233-29-1240 FAX：0233-23-2615